

感染症による病欠届

学校名	小松市立高等学校
H・番号・氏名	H 番 氏名
受診医療機関名	
診断名	
受診日	令和 年 月 日 ()
療養日数	月 日 () 限 ~ 月 日 () 限
<p>上記のとおり、感染症のため欠席しました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>保護者氏名 (自書) _____</p>	

この証明書は、学校において予防すべき感染症による出席停止の証明にのみ用いるものとする。

※この証明書は保護者の記名で証明することができます。登校後1週間以内に提出裏面に『病院受診証明書類』（コピー可）の添付をお願いします。記入方法は裏面

【参考】学校保健安全法施行規則 第19条 出席停止期間の基準

- 第1種 エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）
中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症 → 治癒するまで
- 第2種 インフルエンザ→発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日(幼児は3日)を経過するまで
百日咳→特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が完了するまで
麻疹 → 解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 → 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しかつ全身状態が良好になるまで
風疹 → 発疹が消失するまで
水痘 → すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱 → 主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎→病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症→発症後5日を経過しかつ症状が軽快した後1日を経過するまで
- 第3種 コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（溶連菌感染症、感染性胃腸炎、マイコプラズマ感染症等）
→病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

(裏面)

病院受診証明書類 添付

感染症による病欠届記入について

かかりつけ医等の診断により、学校において予防すべき感染症と診断され、学校を休むよう指示された場合は出席停止となります。回復後、登校された際に感染症による病欠届の記入と提出をお願いいたします。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間は表面をご確認ください。書類の記入について不明点等ありましたら保健室までお知らせください。

※『病院受診証明書類』とは

受診をした医療機関や調剤薬局等から発行された書類とし、生徒氏名、医療機関名、受診日、感染症名（インフルエンザ等）がわかる内容が明記されているもの（明細書、検査結果、処方薬が記載されたもののうちいずれか）とする。